

実施要綱(市場電力(動力))

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は沖縄電力株式会社の供給区域および離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）を除く日本全国に適用します。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金＋③再生可能エネルギー発電促進賦課金＋④容量拠出金相当額

3. 料金単価等

本プランについては、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4) 契約電力

契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う

直前のご契約電力とします。なお、新たにご契約を開始する場合は本約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）(2)または(3)に定める算定方法によるものとします。

5) 基本料金

基本料金は、「動力標準接続送電サービス」の基本料金にもとづきます。なお、当該一般送配電事業者等の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の基本料金を変更することがあります。この場合、基本料金の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後の本別紙に記載する基本料金にもとづき、料金が計算されるものとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、以下の 50%相当額といたします。

電力エリア	基本料金	
北海道電力ネットワーク管内	契約電力 1キロワットにつき	664.40円
東北電力ネットワーク管内		630.30円
東京電力パワーグリッド管内		731.97円
中部電力パワーグリッド管内		550.00円
北陸電力送配電管内		539.00円
関西電力送配電管内		460.90円
中国電力ネットワーク管内		568.70円
四国電力送配電管内		554.40円
九州電力送配電管内		571.44円

6) 電力量料金

電力量料金は、電源料金、固定従量料金の合計といたします。

(a) 電源料金

電源料金は、各電力エリアの①エリアプライスを②エリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。

【式】

お客さまの30分毎の電力使用量¹

× {その30分毎のエリアプライス ÷ (1-エリア損失率)² × 消費税率}

1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を 30 分単位毎で案分したものを、「お客さまの 30 分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

2 各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス ÷ (1-エリア損失率) から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。各電力エリアの 30 分毎のエリアプライス ÷ (1-エリア損失率) から算出した値は、小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

① エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の 30 分毎のスポット市場価格を指します。(沖縄電力管内はシステムプライスとします。)

算出に用いる各エリアプライスおよびシステムプライスは全て税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

② エリア損失率

当該一般送配電事業者等が託送約款等に定める損失率を指します。

なお、当該一般送配電事業者等の定める託送約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後のこの実施要綱に記載する損失率にもとづき、電源料金が計算されるものとします。

各電力エリアのエリアプライスおよびエリア損失率は以下のとおりです。

電力エリア	対象となるエリアプライス（税抜） およびシステムプライス（税抜）	エリア損失率
北海道電力ネットワーク管内	北海道エリア エリアプライス	7.9%
東北電力ネットワーク管内	東北エリア エリアプライス	8.5%
東京電力パワーグリッド管内	東京エリア エリアプライス	6.9%
中部電力パワーグリッド管内	中部エリア エリアプライス	7.1%
北陸電力送配電管内	北陸エリア エリアプライス	7.8%
関西電力送配電管内	関西エリア エリアプライス	7.8%
中国電力ネットワーク管内	中国エリア エリアプライス	7.7%
四国電力送配電管内	四国エリア エリアプライス	8.1%
九州電力送配電管内	九州エリア エリアプライス	8.6%

(b) 固定従量料金

固定従量料金は、各エリアの当該一般送配電事業者等の託送約款等で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した託送費と、サービス料を合計した固定従量料金単価に、お客さまの使用電力量を乗じた金額といたします。

なお、当該一般送配電事業者等の定める託送約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更についてはあらかじめ了承いただいたものとし、変更後のこの実施要綱に記載する託送費にもとづき、固定従量料金が計算されるものとします。

各電力エリアの固定従量料金単価は以下のとおりです。なお、いずれも消費税等相当額を含みます。

電力エリア	単位	固定従量料金単価		
		託送費	サービス料	合計
北海道電力 ネットワーク管内	使用電力量 1kWh につき	4.46 円	5.0 円	9.46 円
東北電力 ネットワーク管内		8.57 円		13.57 円
東京電力 パワーグリッド管内		4.54 円		9.54 円
中部電力 パワーグリッド管内		6.07 円		11.07 円
北陸電力送配電管内		4.69 円		9.69 円

関西電力送配電管内		4.69 円		9.69 円
中国電力 ネットワーク管内		6.07 円		11.07 円
四国電力送配電管内		5.97 円		10.97 円
九州電力送配電管内		5.58 円		10.58 円

7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気供給約款（市場連動プラン）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）のとおりにいたします。

8) 容量拠出金相当額

(a) 容量拠出金相当額算定式

容量拠出金相当額は、以下の算式によって算定された値といたします。

なお、容量拠出金相当額の単位は、1 銭とし、その端数は、切り捨ていたします。

容量拠出金相当額 = 容量拠出金相当単価 × 契約電力

各電力エリアの容量拠出金相当単価は、以下のとおりです。

電力エリア	単位	容量拠出金
北海道電力ネットワーク管内	契約電力 1キロワットにつき	66.01円
東北電力ネットワーク管内		43.53円
東京電力パワーグリッド管内		53.88円
中部電力パワーグリッド管内		47.61円
北陸電力送配電管内		51.02円
関西電力送配電管内		65.49円
中国電力ネットワーク管内		56.59円
四国電力送配電管内		42.82円
九州電力送配電管内		93.13円

(b) 容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。時期等については当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

9) その他

変圧器または発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和 7 年 11 月 1 日から実施いたします。